

暮らしと税金のセミナー

【第3部 相続税と贈与税のお話し】

★ 相続発生から相続税申告までのスケジュール

相続開始	葬儀費用の整理・保管 入院費等の精算 公共料金の名称変更 生命保険金の請求 社会保険等の精算
3ヵ月以内	相続人の確認 遺言書の有無 相続放棄・限定承認の申述
4ヵ月以内	給与・退職金の源泉徴収票取入 個人事業の清算・引継ぎ 所得税の準確定申告
10ヵ月以内	貸金庫解約 金融資産の残高証明書の取得 財産・債務の確定および財産評価 被相続人の除籍謄本・相続人の戸籍謄本等の取得 不動産の登記簿謄本・固定資産税評価証明の取得 遺産分割協議 不動産・預貯金・自動車等名義変更 相続税申告・納付

★ 相続発生後手続き一覧

法手続	7日以内	死亡届出書・火葬許可申請書
	14日以内	役員変更登記
	すみやかに	遺言書検認手続き
	3ヵ月以内	相続放棄・限定承認の申述
社会保険等手続き	5日以内	健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届
	10日以内	厚生年金受給権者死亡届
	14日以内	国民年金受給者死亡届
	すみやかに	未支給年金・保険給付請求書 介護保険料還付請求書 後期高齢者保険料還付請求書
	2年以内	埋葬料・埋葬費請求書
	3年以内	死亡保険金請求書
税務手続き	すみやかに	消費税個人事業者死亡届
	1ヵ月以内	個人事業廃止届
	4ヵ月以内	所得税・消費税準確定申告
	10ヵ月以内	相続税申告

★ 相続と相続順位・相続割合

相続	相続順位
① 単純承認	配偶者 無条件で相続人
② 限定承認	配偶者以外 第1順位 子またはその代襲相続人(直系卑属)
③ 相続放棄	第2順位 父母または祖父母(直系尊属)
	第3順位 兄弟姉妹またはその代襲相続人

相続割合		
配偶者と子	配偶者1/2	子1/2
配偶者と親	配偶者2/3	親1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4	兄弟姉妹1/4

※ 子・親・兄弟姉妹が複数人いる場合は相続分を均等分割

★ 相続税のかかる財産

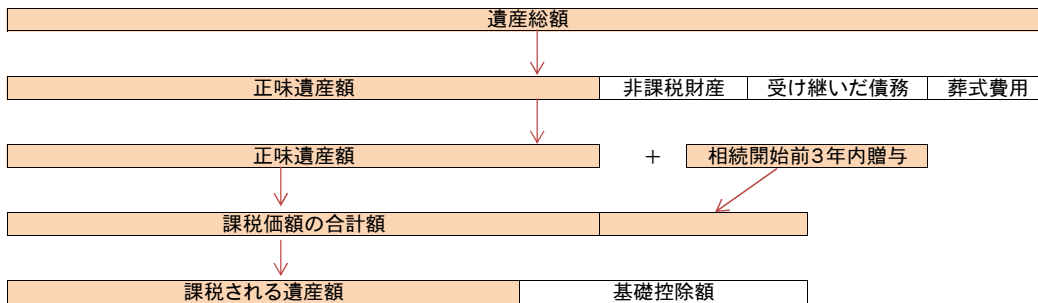
相続税がかかる財産		
本来財産	不動産	土地・建物など(未登記物件含む)
	金融資産	現預金(名義預金)・有価証券・同族株
	動産	貴金属・書画・骨董
	権利	貸付金・電話加入権・ゴルフ会員権
みなし相続財産	死亡保険金	
	死亡退職金	
	生命保険契約に関する権利	

相続税がかからない財産	
墓地・墓石・仏壇・仏具・神棚など	
国・地方公共団体あるいは特定の公益法人に寄付した財産	
保険金のうち一定金額(法定相続人数×500万円)	
死亡退職金のうち一定金額(法定相続人数×500万円)	

★ 相続税の計算のしくみ

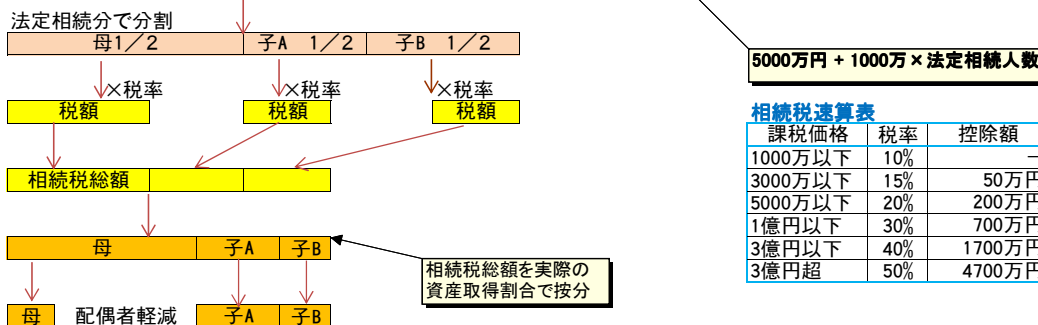
【第1段階】

* 遺産総額確定作業



【第2段階】

* 税額計算作業



★ 生前贈与と相続時精算課税

暦年課税

(贈与財産 - 基礎控除110万) × 税率 = 贈与税額

贈与税速算表		
課税価格	税率	控除額
200万以下	10%	-
300万以下	15%	10万円
400万以下	20%	25万円
600万以下	30%	65万円
1000万以下	40%	125万円
1000万超	50%	225万円

相続時精算課税

65歳以上の親から20歳以上の子への生前贈与について、贈与時には軽減された贈与税を支払い、後の相続時に精算する制度。
非課税枠2500万円
内容 贈与財産の種類・贈与回数制限無し
一度選択すると暦年課税には戻れない。

その他の贈与税特例等

住宅取得資金の贈与の特例
住宅を取得するための資金の贈与の場合に非課税枠が上乗せされる制度
贈与税の配偶者控除
婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用財産の贈与については2000万円まで非課税とする制度